

雇用・人材戦略（労働安全衛生政策部分抜粋）

就業構造の変化等に伴い、就業者に占める雇用者の割合が上昇する中、国民生活の安定のためには、何よりも「雇用」の安定が重要である。

また、本格的な人口減少社会が到来しつつある現在、「人材」こそ経済社会の発展の礎であり、能力開発、安心して働ける環境の整備など、質の高い労働を提供する必要がある。

労働の当事者である労使の意見も踏まえつつ、これらの取組を着実に実施することにより、国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」のある国・日本）を実現し、我が国の成長力を高めていく。

● 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現

○ 「ディーセント・ワーク」の実現

○ 労働災害防止対策の推進

《目標》労働災害ない社会を目指しつつ、労働災害発生件数を2020年までに30%引き下げる。

（現状）：休業4日以上之死傷災害：119,291件（2008年）

事業者による労働災害のリスクの評価及びその低減措置（リスクアセスメント等）を促進し、墜落・転落災害の防止、安全な機械設備の普及、労働者の健康確保のための取組の強化、化学物質の管理の充実等の労働者の安全と健康の確保対策を推進する。

○ 企業におけるメンタルヘルス対策の推進

《目標》2020年までに、必要な労働者全てが、メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場にする。

（現状）：企業の割合：33.6%（2007年労働者健康状況調査）

精神障害等による労災支給決定件数が増加していること、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が約6割であること、等を踏まえ、一般健康診断時におけるメンタル不調の把握及び医師の意見に基づく対応等、職場におけるメンタルヘルス対策の在り方を検討し、必要な対応を行う。

○ 職場における受動喫煙防止対策の推進

《目標》2020年までに受動喫煙のない職場にする。

(現状) : 46% (2007年) (2007年労働者健康状況調査)

受動喫煙による労働者の健康障害を防止するため、事業者による職場の全面禁煙又は空間分煙による受動喫煙防止に向けた取組の強化を図る。また、事業者に対し、効果的な分煙対策のための技術的指導、経済的基盤の弱い中小企業に対する分煙設備の設置に係る財政的支援を実施する。

雇用戦略に係る目標一覧

項目	現在値 (直近の値)	2010年の目標 (単年度目標)	中期目標値 (2020年)
4 雇用の質の向上;ディセント・ワークの実現、ワーク・ライフ・バランスの推進			
⑮労働災害発件数	119,291件 (2008年)	前年比3%減	3割減
⑯メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合	33.6% (2007年)	メンタルヘルス対策について有識者による検討を開始し、報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。	100%
⑰受動喫煙のない職場	46% (2007年) 注)	職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書を取りまとめ、その報告書を受けて労働政策審議会での議論を行う。	実現
注)「全面禁煙」、「喫煙室を設けそれ以外を禁煙」のいずれかの措置を講じている事業所の割合			